

令和4年度
第3回志布志市総合教育会議

令和5年2月8日（水）
午前9時～午前10時予定
志布志庁舎4階 庁議室

< 会 次 第 >

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 今後の組織機構再編の見通しについて
- 4 その他
- 5 閉 会

令和4年度 第3回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教 育 長	福 田 裕 生	
7	副 市 長	溝 口 猛	事務局
8	総務課長	小 山 錠 二	
9	教育総務課長	萩 迫 和 彦	
10	教育総務課長補佐	児 玉 雅 史	
11	教育総務課長補佐兼施設係長	福 元 義 仁	
12	教育総務課長補佐 (学校給食センター次長)	田 之 口 俊 博	
13	学校教育課長	上 木 勝 憲	
14	学校教育課参事兼指導係長兼指導主事	池 之 上 敬 一	
15	学校教育課長補佐兼学校教育係長	高 野 利 彦	
16	生涯学習課長	江 川 一 正	
17	生涯学習課参事兼指導主事	瀬 戸 川 裕 作	
18	生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	河 野 尚 仁	
19	生涯学習課長補佐	小 村 美 義	
20	生涯学習課文化財管理室長	上 田 義 明	
21	生涯学習課長補佐兼図書館管理係長	本 田 博 文	
22	総務課長補佐	下 出 克 也	
23	総務課主幹兼行政改革推進係長	畑 山 浩 一 郎	

志布志市総合教育会議設置要領

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、志布志市総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 志布志市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 志布志市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構すべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、必要に応じて開催する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 4 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があるとき。

- (2) 会議の公正が著しく害されるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要があるとき。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより公開しないとした部分を除き、市の窓口において閲覧に供し、かつ、市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

(資料 1)

庁舎等の在り方に関する提言書

令和 3 年 11 月

志布志市庁舎等の在り方検討委員会

1 はじめに

平成30年12月に「志布志市本庁舎移転基本方針」が策定されました（令和元年5月改訂）。当該方針におきまして、段階的移転計画が示され、管理部門等の移転を短期計画として、本庁舎全体の移転及び新庁舎建設等を中長期計画として、それぞれ位置付けられるとともに、中長期計画につきましては、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行うこととされたところです。

このようなことから、令和2年8月に本市の将来像を実現するための適切な庁舎等の在り方を検討するため、志布志市庁舎等の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会は、これまで6回の会議を開催し、本庁機能の段階的な移転と新庁舎の建設を含めた今後の庁舎等の在り方について調査及び検討をしてきました。

その結果に基づき、庁舎等の在り方につきまして、その方向性を示す提言を行うものです。

2 会議の開催状況等

検討委員会の会議の開催状況は、次の表のとおりです。

区 分	概 要
令和2年度	日 時 令和2年8月21日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎5階会議室 第1回 内 容 ・ 正副委員長の選出（委員長：鯨坂委員 副委員長：片野田委員） ・ 趣旨説明（本庁舎移転基本方針と検討委員会の設置） ・ 庁舎の現状、問題点等
	日 時 令和2年11月20日（金）13：30～15：05 場 所 志布志庁舎5階会議室 第2回 内 容 第1回会議の意見を踏まえ、本庁機能の集約・市長部局の集約・産業構造による分庁方式の3つの例を示し、更なる検討を行う。
	日 時 令和3年2月5日（金）13：30～14：45 場 所 志布志庁舎4階庁議室 第3回 内 容 これまでの会議を踏まえ、本庁機能全体の移転に係る意見の取りまとめの検討を行う。

区 分		概 要
令和 3 年 度	第 1 回	日 時 令和3年5月21日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎1階会議室 内 容 新庁舎の建設について5つの視点（①今後の庁舎の在り方②新庁舎の位置③新庁舎の規模④新庁舎の機能性⑤新庁舎建設に係る財源）で検討を行う。
	第 2 回	日 時 令和3年8月27日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎4階庁議室 内 容 前回会議の意見を踏まえ、今後の庁舎の在り方を含めた新庁舎の建設について、検討を行う。
	第 3 回	日 時 令和3年11月5日（金）13：30～15：30 場 所 志布志庁舎4階庁議室 内 容 これまでの会議を踏まえ、新庁舎の建設に係る意見の取りまとめを行うとともに、提言書の作成を行う。

3 検討結果

検討委員会におきましては、中長期的な視点で令和2年度に「本庁機能全体の移転」を、令和3年度に「新庁舎の建設等」をそれぞれ検討しました。

(1) 本庁機能全体の移転 **(中期的な視点)**

検討委員会におきまして、更なる市民サービスの向上を図るため、段階的に有明庁舎にある本庁の課を志布志庁舎へ移転することや市長部局と各行政委員会を含めた集約、分散等行政機能の効率化を図る上で、現庁舎の中でどのような配置がいいのか、庁舎の現状や課題、その解決策を踏まえた上で議論しました。

具体的な配置までの検討には至りませんでした。本庁機能全体の移転につきまして、次のとおり提言します。

- 産業構造に応じた分庁方式の検討を行うこと。
- 大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎及び有明庁舎を有効に活用すること。ただし、これらの庁舎で十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする。
- 本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより利活用を図ること。

- 行政のデジタル化を踏まえ、時代の変化に対応した市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ること。
- 地震、津波等の大規模災害に備え、救助活動や災害復旧活動の拠点としてのそれぞれ庁舎の機能が維持されるよう対策を講じること。
- 人口減少、少子高齢化等を踏まえ、人口や職員の数に応じた規模の庁舎とし、更なる市民サービスと市民の利便性の向上を図るための本庁機能の移転とすること。

(2) 将来の新庁舎の整備（長期的な視点）

検討委員会におきまして、本庁機能全体の移転（中期的な視点）の検討結果を踏まえ、新庁舎の建設を検討するに当たって、志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる20年後・40年後の人口減少を踏まえた将来的な新庁舎の建設の具体的なイメージができないことから新庁舎の機能等の具体的な検討までには至らず、今後の庁舎の在り方を中心に議論しました。

将来的に新庁舎を建設するのか又は現庁舎の大規模な改修をするのか、この2つの選択肢を同時に並行して検討していく必要があると考えます。いずれにしても、時代の潮流を捉え、将来世代の負担にならないようにするための検討をする必要があります。

これらを踏まえ、将来の新庁舎の整備につきまして、次のとおり提言します。

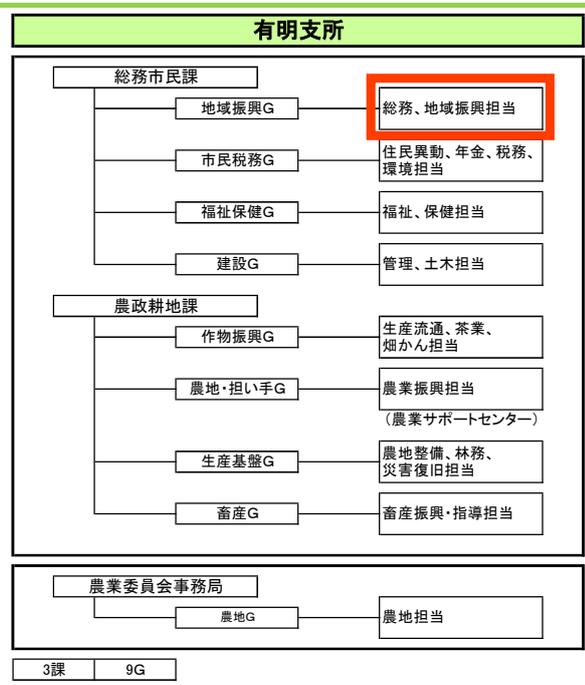
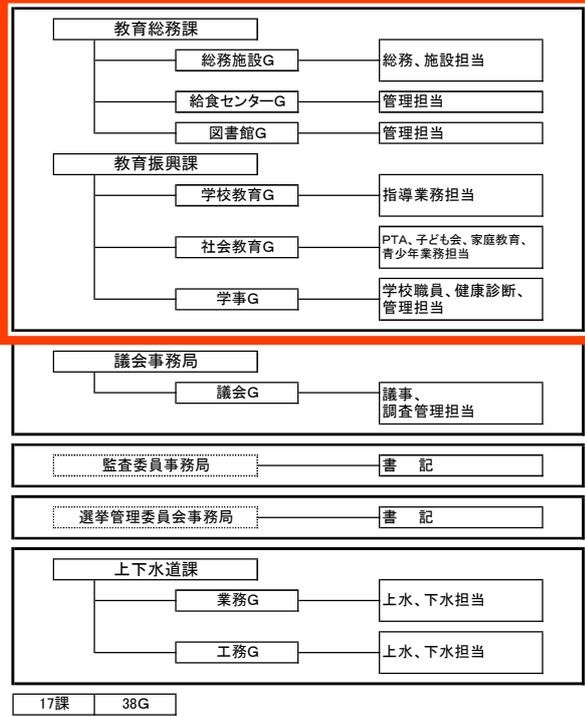
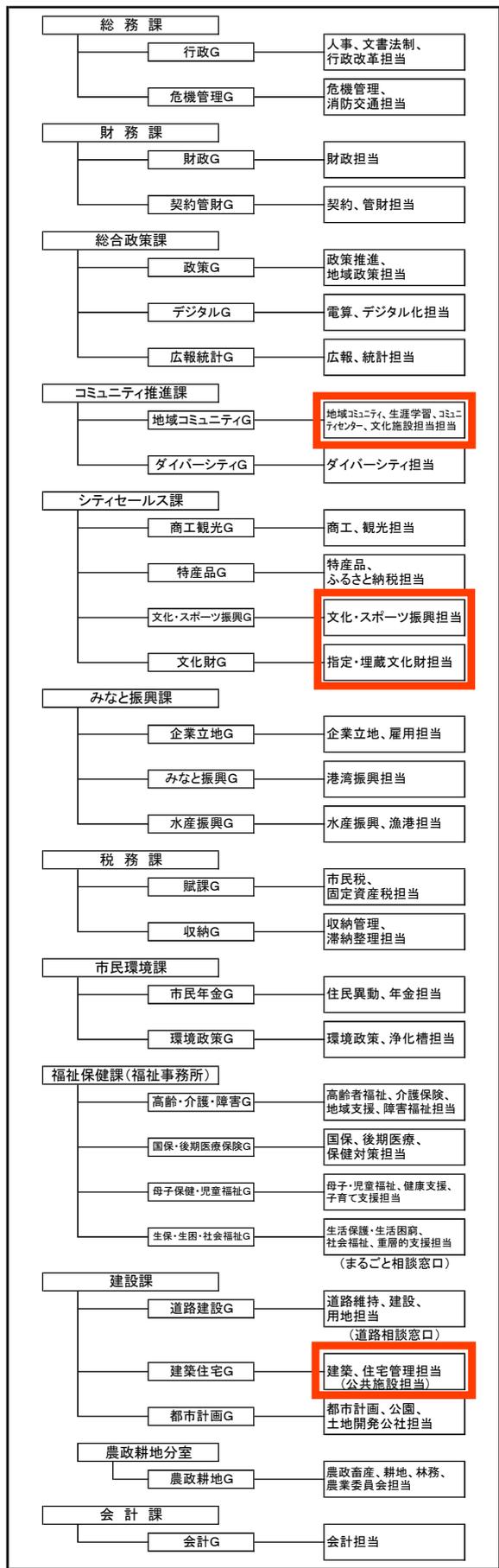
- 建築物の税法上の減価償却に係る耐用年数は、建築物本来の物理的な耐用年数より短いことを踏まえ、耐用年数が経過したから建て替えるということではなく、全ての設備を入れ替える等の大規模な改修をして、現庁舎を使い続けるなど、様々な選択肢を考えながら議論していくこと。
- 将来的な本庁方式への移行を見据え、職員数の減少に対応するための行政組織の再編、行政機能の効率化に努めるとともに、本庁以外の庁舎の窓口充実を図ること。
- 庁舎を含め、他の公共施設の複合化・集約化を検討することとし、各地域の意見を踏まえた上で、将来的な方針を決定すること。

- 将来的な新庁舎の建設・大規模改修に当たっては、市民の意見を聞く機会を設けること。
- 将来的な新庁舎の建設・大規模改修に当たっては、人口減少、行政の事務のデジタル化等を踏まえた上で、過大なものにならないようにすること。
- 将来的な新庁舎の建設・大規模改修に当たっては、市民交流スペース、防災拠点機能その他機能との複合化を図り、庁舎と一体的に整備することにより、国の補助金を活用するとともに、併せて庁舎周辺の整備を行うことにより、市民の利用に利便なものであること。
- 新庁舎を建設する場合の位置については、利用する市民の交通アクセスを勘案し、高速道路や都城志布志道路のインターチェンジ付近とすることや中心市街地や商店街の活性化を図ること等を含めて、まちづくりの拠点として、多様な広域連携を踏まえた上で総合的に検討していくこと。
- 新庁舎の建設及び現庁舎の大規模改修を目的とする基金を早期に設置し、当該基金への積立を開始することにより、将来世代の負担の軽減を図ること。

4 最後に

検討委員会におきましては、本庁機能全体の移転と今後の庁舎の在り方を含めた新庁舎の整備につきまして、市民目線で検討してきましたが、今後の市政を運営するに当たり、この提言が判断材料の1つとなることを期待するとともに、将来的に新庁舎建設の議論が行われる際には、検討委員会の提言も十分に参酌していただき、本市の将来的な適切な庁舎の在り方の一助となることを望みます。

本庁 志布志支所



【資料2】
【取扱い注意】

R4.4.1 現在

27課	9室	98係
本庁	13課	5室 45係
有明支所	11課	4室 42係
松山支所	3課	11係
合計	27課	9室 98係



再編後

21課	51G
本庁	17課 38G
有明支所	3課 9G
松山支所	1課 4G
合計	21課 51G

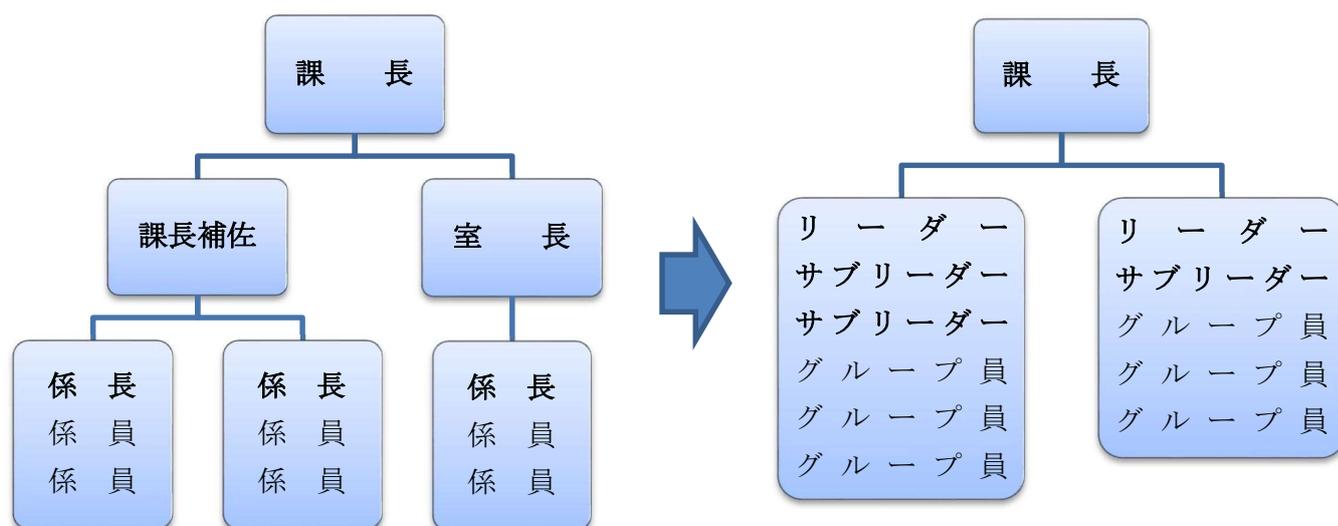
(資料3)

【グループイメージ】

- ・係廃止により事務分掌を課単位で設定し、係単位での仕事から課全体の仕事とする。
- ・ピラミッド構造の組織からフラットな組織へ。
- ・課長補佐職をグループ長として実務担当者に取り組み、各分野の取りまとめ役としてサブリーダーを配置。
- ・職員は課全体のスタッフとして主担当の事務を行いながら他の事務にも関るとともに、繁忙期には課長の判断により配置を柔軟に対応する。

(現 状) 課長⇒課長補佐⇒係長

(グループ制) 課長⇒グループリーダー
(グループの配置は課長権限)



※リーダーは課長補佐級、
サブリーダーは係長級

【メリット】

- ・所属長による横断的、機動的な配置が可能で、業務等への迅速な対応が可能となる。
- ・課内での繁忙状況や優先度により柔軟に人員調整が可能で、繁忙期の職員負担が軽減される。
- ・課内の幅広い業務を行うことにより職員の知識拡大や能力向上が図られる。
- ・グループ化による職員の集約により、多様な視点で業務の変革が進められる。

【デメリット】

- ・業務の割り当てがなくなることによる、積極性の高い一定職員への業務の偏り。
- ・流動的な人事により個々の職員の役割や責任が不明瞭となることや、進捗管理やチェック機能が低下する。

【課題】

- ・指揮命令系統の確保、日頃からの他業務への理解、情報共有が必要。
- ・社会情勢の変化や行政需要の多様化により横断的な取り組みが必要。
- ・流動的な人事を行うために核となる職員の育成が必要。

